

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 忘れていた相続税の申告

Q : 私は、12月10日までに相続税の申告書を提出しなければならなかったのですが、うっかり忘れていました。期限が過ぎてからでも提出できますか。

A : 提出期限後であっても、税務署から決定の通知があるまでは、申告書を提出できます。

【解説】

相続税は、相続の開始があったことを知った日(死亡日)の翌日から10カ月以内に申告しなければならないことになっています。

この定められた期限までに提出された申告書を「期限内申告書」といっていますが、この期限内申告書を提出しなければならない人が、定められた期限までに申告書を提出しなかった場合でも、税務署長から相続税の決定通知があるまでは、いつでも相続税の申告書を提出することができます。この期限後に出された申告書を「期限後申告書」といっています。

申告が遅れると無申告加算税をとられ、納付が遅れると延滞税をとられます。相続税額が多い場合には、無申告加算税や延滞税もそれだけ多くなります。

ご質問の場合も、できる限り早く提出される方がよいでしょう。

